

議 長 日程第4「認定第2号令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、説明させていただきます。

国保被保険者は、人口の4分の1弱の2,450人、さらに国保加入者の約5割が65歳以上という状況でございます。平成30年4月からは、国保制度改革が行われ、都道府県が財政運営の責任主体として参入しているところでございます。令和2年度の決算でございますが、212ページを御覧ください。実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額12億2,281万3,876円。2、歳出総額11億4,533万6,408円。3、歳入歳出差引額は7,747万7,468円で、同額が実質収支額となっております。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を7,000万円といたしました。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。214、215ページを御覧ください。歳入でございます。款の1、国民健康保険税、予算現額2億5,966万8,000円、収入済額2億6,256万8,777円、不納欠損額は243万7,700円、収入未済額は3,333万6,339円となっております。国保税の収納率につきましては、現年度分が96.65%で、前年度比較0.03ポイントの減少、滞納繰越分が32.03%で、前年度比較1.13ポイントの増加となり、全体では88.01%で1.46ポイントの増加となりました。差し押さえにつきましては25件、437万5,383円で、内訳は給与3件、生命保険3件、預貯金16件、不動産2件、年金1件となっております。不納欠損の内訳ですが、5年経過した消滅時効によるものが25件、生活保護などの理由により執行停止して3年経過したものが2件、死亡や行方不明で徴収することができないことが明らかであることによる即時消滅が7件、合計34件となっております。なお、参考としまして、令和3年4月から8月末までに、滞納繰越分の収納状況につきましては、555万8,621円を収納しております。今後も引き続き収納率の向上に努めてまいります。

款の2、使用料及び手数料につきましては、保険税督促手数料でございます。

す。

次の216、217ページを御覧ください。款の3、県支出金につきましては、制度改革により神奈川県から保険給付費等に充てるものとして交付金を受けております。予算現額8億8,192万9,000円、収入済額8億3,958万7,843円、普通交付金が主に保険給付費に充てられ、特別交付金は保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金分、特定健診等負担金分となります。

款の4、財産収入につきましては、財政調整基金積立金利息でございます。

款の5、繰入金につきましては、予算現額1億1,996万円、収入済額1億900万2,534円、繰入金利は国・県の国民健康保険基盤安定制度負担金が充当されております。節の1から4までは法定繰出金基準に基づき、一般会計から繰り入れた交付税措置された法定分が9,900万2,534円でございます。節の1、保険基盤安定繰入金は低所得者の保険税を公費で補填する制度で、保険税軽減分として県4分の3、町4分の1、保険者支援分として国2分の1、県4分の1を一旦一般会計で受け入れ、町の負担分4分の1と合わせて繰り入れるものでございます。節の2、職員給与費等繰入金は職員3名分の給与費と事務費でございます。節の3、出産一時金繰入金は歳出の出産育児一時金の3分の2が繰り入れされるものです。節の4、財政安定化支援事業繰入金ですが、国保財政の安定化を図るために交付され、一旦一般会計で受入れをして国保会計に繰り入れるものです。節の5、その他一般会計繰入金は国保会計の不足分を一般会計から補う法定外繰入金分で、収支が黒字になったため、繰入れはしておりません。項の2、基金繰入金、目の1、財政調整基金繰入金は、歳出でも説明いたしますが、平成28年度末に神奈川県より借り入れた保険財政自立支援事業基金に対する公債費で、元金償還金に充てるために1,000万円を繰り入れたものでございます。

218、219ページを御覧ください。款の6、繰越金、令和元年度からの繰越金は予算現額608万7,000円、収入済額608万7,728円でございます。

款の7、諸収入、予算現額163万7,000円、収入済額338万7,408円。主なものは項の1、延滞金、加算金及び過料の保険税の延滞金でございます。項の3、

雑入、次の220、221ページを御覧ください。節の5、過年度収入は退職被保険者等国民健康保険事業費納付金過年度収入で、県に納付した平成30年度分の精算金でございます。

款の8、国庫支出金につきましては、予算現額216万円、収入済額189万1,000円で、災害時臨時特例補助金は新型コロナウイルスの影響で収入が減った方に対する保険税の減免に係る補填分です。災害時臨時特例補助金が10分の6、県補助金のうち保険給付費等交付金の特別交付金分が10分の4、合わせて減免した全額が補填されます。減免件数は25件、減免額は460万700円で、実績報告に基づき令和3年度中に精算される予定でございます。歳入合計欄を御覧ください。収入済額12億2,281万3,876円でございます。

次に222、223ページをお開きください。歳出でございます。款の1、総務費、予算現額3,473万3,000円、支出済額3,148万7,385円、不用額323万5,615円。不用額の主なものは職員給与費などの積み上げでございます。支出の主なものは、備考欄の01職員給与費では職員3名分の人件費、02一般管理費では被保険者証の発行に係る郵送料などの一般管理的な事務経費、国保連合会に関する団体負担金、レセプト事務員等会計年度任用職員2名分の報酬でございます。項の2、徴税费では、次の224、225ページを御覧ください。収納対策員として会計年度任用職員1名分の報酬などがございます。項の3、運営協議会費は国保運営協議会委員6名分の報酬でございます。

款の2、保険給付費、予算現額8億4,947万2,000円、支出済額8億761万6,689円、不用額4,185万5,311円、不用額の主なものは、一般被保険者療養給付費と一般被保険者高額療養費でございます。

226、227ページを御覧ください。項の2、高額療養費は支出済額1億852万79円となっております。前年度比較約3.5%の減となっておりますが、医療給付費と同様に依然として高額で推移しております。項の4、出産育児諸費の出産育児一時金につきましては、1件につき42万円、9件で378万円となっております。

次の228、229ページをお開きください。項の5、葬祭諸費につきましては、

1件5万円で20件分でございます。

款の3、国民健康保険事業納付金は平成30年度の国保制度改革で設けられたものでございます。予算現額2億7,964万5,000円、支出済額2億7,964万2,717円となっております。項の1、医療給付費分及び項の2、後期高齢者支援金等分は一般被保険者、退職被保険者等に分けられており、項の3、介護納付金分については国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の加入者から徴収したもので、おのおの神奈川県により決定された金額を納付しております。

次の230、231ページを御覧ください。款の4、共同事業拠出金につきましては、一般被保険者から退職被保険者等に移行する方のリスト作成に係る国保連合会への拠出金でございます。

款の5、保健事業費につきましては、予算現額1,674万1,000円、支出済額1,529万151円でございます。目の1、保健普及費では人間ドックの補助金1件2万円で受診者67名分の支払いと管理栄養士として会計年度任用職員1名分の報酬などがございます。目の2、国保ヘルスアップ事業につきましては、予算現額600万円、支出済額544万9,895円、平成30年度から本格した保険者努力支援制度に係る事業として実施したものでございます。説明欄を御覧ください。平成29年度中に策定したデータヘルス計画に基づき、被保険者の健康保持増進のための事業として、0101糖尿病性腎症重症化予防事業、0102地域包括ケアシステム推進事業、0103特定健診未受診者対策事業を実施しました。これらの事業に従事する保健師等の賃金、健康教育の講師等に係る報償費、委託料などを支出しております。

項の2、目の1、特定健康診査等事業費は特定健康診査、特定保健指導に関する費用や医療費通知の発行などに関する経費でございます。40歳から74歳となる被保険者の特定健診の実績報告において、対象人数は2,067人、受診者数は前年度に比較して微増の654人、受診率は31.6%でございます。特定保健指導の対象者は、動機づけ指導61人、積極的指導22人でしたが、参加者は20人でございます。

款の6、基金積立金につきましては、予算現額1万686円、支出済額1万686

円、財政調整基金積立金の利子でございます。

款の7、公債費、項の1、広域化等支援基金償還金は、平成28年度に神奈川県から借り入れた5,000万円を平成30年度から令和4年度までの5年間で毎年1,000万円を均等償還するもので、3年目の1,000万円を神奈川県に償還したものでございます。

款の8、諸支出金、予算現額143万7,200円、支出済額128万3,200円。235、236ページを御覧ください。今のはちょっとすみません。諸支出金につきましては、償還金利子及び割引料で保険税の還付金でございます。

款の9、予備費につきましては、総務費の一般管理経費、基金積立金及び諸支出金の還付金へ充当いたしました。

歳出合計欄を御覧ください。支出済額11億4,533万6,408円となりました。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 寺 嶋 215ページ、国民健康保険税の収納対策なんですけども、この中でね、相当、3,300万円ほどの滞納が生じておりますけども、ここで督促状を相当出していると思うんですけども、督促状の出したこと、件数ね。それでなおかつ1回でもなかなか納めてもらえない人もいると思うので、催促とか、そういう、あと分納という形で収納対策強化した件をです、お聞きします。

それから、225ページ、保険給付費が6,000万円弱少なくなっておりますけども、これはどういう要因なのか、その辺をお伺いいたします。

町 民 課 長 まず、収納対策でございます。未納があった場合、最初にするのが督促状の送付なんですけども、その後、納まってこない方については催告状を出して、それでも納まらない方については差し押さえ等を実際に、先ほどちょっと説明しましたが、差し押さえも25件行っております。督促の数としましては、令和2年度中には1,363件です。あとはですね、分納につきましても、納められない方については分納というのも相談に乗っておりまして、実際、行っております。それで、なおかつ昨年度につきましては、コロナの影響で収入が減ったよという方については減免も行っております。

医療費なんですけれども、前年と比較して7.3%の減となっておりますが、被保険者の減少や新型コロナの影響による受診控えと推測されます。医療給付費の減少はあるものの、被保険者の高齢化が進んでおりまして、依然として高額なところでは推移しておりますが、その部分のところはですね、すみません。

11番 寺 嶋 今、収納対策としては分かりましたけどもですね、普通なら保険証って、国民健康保険証ね、被保険者証というんですか、これは加入している方は普通はもらえるんですけども、滞納すると何か月で、3か月とか何か月以上滞納すると保険証が途中で執行できなくなるといいますか、そういうようなことでね、そういうのがあるので。それでですね、短期保険証というのを、やっぱり分納という形で督促、収納対策ということで、短期保険証などもね、発行していると思うんですけども、こういうことの事業執行はどのようになりましたでしょうか。以上。

町 民 課 長 期間を区切りました短期証の発行は38世帯で、資格者証といたしまして、一旦全額払っていただきまして、後で領収書を持って来ていただいて保険分をお返しする資格者証が6世帯発行しております。

11番 寺 嶋 終わります。

議 長 暫時休憩します。6番、井上君。いいですか、暫時休憩で。質疑どうぞ。じゃあ、暫時休憩を取り消します。

6 番 井 上 3点ほどお聞かせいただきたいと思います。まず、ページ、212ページですね、一番下ですね、実質収支額のうち基金繰入額7,000万円、これのですね、どの基金か。また、この7,000万円の目的はどのようなものと想定をされているのかということです。

続きましてですね、歳入の215ページ。収入未済額ですね、3,300万円と大きいということで、コロナ禍で滞納繰越分が1,700万円と多いんですけども、現年課税も580万と多いということで、これらに対するですね、件数とその理由をお聞かせいただきたいと思います。

3点目はですね、231ページに、国保ヘルスアップ事業で決算額544万9,895円。これはこういった事業を行うことによってですね、その前の人間ドックの

補助金等もありますけれども、それらによって、医療給付費を減少させることが狙いだというふうに思いますが、医療給付費の増高等の状況、2年度はですね、コロナ禍による受診控え等もあるという説明もありましたが、これらの国保ヘルスアップ事業等にかかる費用の効果としてですね、例えば、もっとこれを増額したほうが医療費が減少しますよというようなエビデンスはですね、ないのか、その3点をお伺いをいたします。

町 民 課 長

まず基金につきましては、国保及び国保診療所財政調整基金になります。（「正式名称は。」の声あり）正式名称…松田町国民健康保険事業及び松田町国民健康保険診療所事業財政調整基金になります。この7,000万を積みますと、国保分が2億7,213万3,076円、診療所分が8,815万6,026円、合計で3億6,028万9,102円となります。こちらはですね、平成30年度に国保の制度改革があった際、保険料というか納付金分が上がるよということで、県のほうから激変緩和ということで平成14年までは毎年4,000万とか3,000万とか、だんだん段階、減っていくんですけども、その激変緩和措置で納付金分を安くしていただいている分が切れたときには、この基金から取り崩して払っていく予定となっております。診療所のほうは、機器の入れ替え等費用が足りない分、ときは、あとはちょっとまだ先にはなるとは思いますけども、診療所建て替えとかというときに活用したいと考えております。すみません、金額だけで件数はちょっと把握してございません。（私語あり）

ヘルスアップに関しましては、糖尿病になった場合人工透析とかなると1人が年間500万ぐらい保険給付がかかるということで、それを予防するということで、糖尿病性腎症重症化予防というのを実施しておりますが、それと併せて、こういう事業、ヘルスアップ事業をやることによって、県から補助金が多くもらえるという形になってございます。ちょっと、効果についてはまだ実証はされて…それが何人予防できたとかという形には、ちょっと数字では実証されておられません。

6 番 井 上

基金のほうはね、分かりましたけれども、大分、2年度のほうの部分も一般会計からの繰入金等の財源補填があるわけですね。なので、基金もかなり

ね、いっぱい、さっきの3億6,000万でしたっけ。2億9,000万円、7,000万円  
で3億6,000万円ですよ。いっぱいありますのでね、あえて7,000万円も積む  
必要があるのか。それとも、その繰越金としてですね、令和3年度以降の財源  
とすべきなのかなというふうに思います。不用額のほうはですね、後ほど分か  
りましたら、お願いをしたいと思います。

3点目のヘルスアップ事業等ですね、人間ドックとかですね、ヘルスアップ  
事業とか特定健診の事業費、県から補助金がもらえるからというのは、それは  
補助金をもらってですね、そういう事業をやるということで、その県からの補  
助金の補助金額に伴ってやっている、今の説明だと、だけなのかなというこ  
とで、ちょっとそういうふうなことも思いました。そうではなくて、やはりこの  
辺の事業をですね、保健事業費をやることによって、どの程度、医療費、医療  
給付費が減少するかということですね、やはりこの決算でですね、令和4  
年度予算編成の中で生かしていかなければね、例えば担当課としては、もっ  
と保健事業等を拡充したいというふうに考えているのであれば、やはりその効  
果というものをある程度、出していけないといけない。例えば、糖尿病性腎症  
が500万円でしたっけ、かかるということがあったのであれば、例えばそれを  
未然にですね、発見して、どの程度、これを未然に発見したことによって予防  
なり改善ができて、どの程度ですね、年間で医療給付費等が減少するのか。そ  
ういったことをですね、数値的に出していけないと、また4年度予算は県の  
補助金に見合った額の事業費しかできないということになるのかというふう  
にも思います。それらについてのお考えがあれば、再度お願いをいたします。

町 民 課 長     まず第一は、町民が健康で保険給付がかからないというのが目的で、補助金  
がもらえるというのは、たまたま、それをやるともらえるという形で認識して  
おります。今のところですね、糖尿病性腎症のデータ…違うな、国保のす  
ね、レセプトなんかを集めたデータがあるんですけども、その中から、糖尿病  
になって実際病院かかっているんだけど、重症化しないようにということで、  
ピックアップして実際事業をやっていますので、その方たちが透析にならない  
ように、今、事業を続けているところでございます。



6 番 井 上 結構です。  
議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。暫時休憩します。 (9時57分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (9時59分)

ただいま、唐澤議員のほうに退席の確認取ってきまして、退席しましたという  
ことで確認取れました。このまま進めさせていただきます。

それでは、質疑なしということですので、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませ  
んか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第2号令和2年  
度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のと  
おり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。